

八監第72号
平成27年1月29日

* * * * * 様

八戸市監査委員 白川文男

八戸市監査委員 小原隆平

八戸市監査委員 吉田博司

住民監査請求について（通知）

平成26年12月4日付けで提出された地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の規定に基づく住民監査請求について、下記のとおり通知します。

記

本件請求は、以下の理由により法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を具備していないものと判断し、却下する。

1 請求の要旨

本件住民監査請求における請求の要旨は、以下のとおりであると判断した。

昭和43年に市が＊＊＊＊＊町内会から委任された登記名義人3名からの寄附により八戸市＊＊＊＊＊の宅地89.25m²を取得しているが、その土地は、＊＊＊＊＊町内会の土地であることが容易に推定できたにもかかわらず、市長はそのことを無視しようと、寄附の可否を問う町内会の総会を不問とし、寄附を受けた行為は、違法な財産の取得（窃取行為）である。

昭和47年に市が＊＊＊＊＊からの寄附により八戸市＊＊＊＊＊の宅地9.91m²を取得しているが、その土地は、＊＊＊＊＊町内会員が土地取得費を負担したものであるため、寄附を受ける際、＊＊＊＊＊町内会員の寄附同意書を徴すべきところ、寄附の可否を問

う町内会の総会を不問とし、町内会員への所有権移転登記を省略して、市の所有とした行為は、違法な財産の取得（詐取行為）である。

また、これらの寄附は負担付寄附であるにもかかわらず、地方自治法第96条第1項第9号の規定に反し、議会の議決を経ていないため、地方自治法第2条第17項の規定により、市が寄附を受けた行為は無効である。

しかしながら、現在まで上記土地は、市の所有となったままであり、＊＊＊＊＊町内会は土地の処分益を喪失する被害を蒙っており、国家賠償法第1条、民法第709条の規定により、市は、＊＊＊＊＊町内会員に対し賠償責任を負っている。

加えて、上記、市有地上には＊＊＊＊＊町内会所有の＊＊＊＊＊生活館があるが、地方自治法第237条及び第238条の4の規定に違反して市有地を＊＊＊＊＊町内会に無償貸付をしているのは、違法若しくは不当な財産の管理行為である。

よって、違法な財産の取得、違法若しくは不当な財産の管理の是正のため、現在も継続して市の所有となっている上記土地を原状に復帰させることを求める。

2 地方自治法第242条の要件に係る判断

法第242条第1項の規定によれば、住民監査請求は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担（以下「財務会計上の行為」という。）があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、住民が監査委員に対し、監査を求め、当該財務会計上の行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該財務会計上の行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを求めることができる制度とされている。

本件請求は、市の所有となっている八戸市＊＊＊＊＊及び＊＊＊＊＊の土地について違法な財産の取得にあたることから原状に復帰させることを求めていいるものであるが、法第242条第1項に規定する住民監査請求は、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を他の事項や行為から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面、その他の監査請求人が提出した資料等を総合しても、監査請求の対象が具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は請求の特定を欠くものとして不適法であるとされている（平成2年6月5日 最高裁判決を参照）。また、たとえ、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があるとしても、地方公共団体である市に損害をもたらさない行為は住民監査請求の対象にはならないとされている（平成6年9月8日 最高裁判決を参照）。

これらに照らしてみると、請求人の提出した資料のうち、登記簿謄本及び登記事項証明書は、単に不動産に関する権利関係を証明するに過ぎない。また、生活館敷地購入資金寄附者芳名の一覧は、敷地購入の際の寄附者を証明する以外のものではなく、寄附受

納通知案・採納通知案と思われる資料、その他提出資料を総合しても当該土地の取得について、違法又は不当であることを具体的に適示するものとはなっていない。

次に、当該市有地の貸付けについてみると、違法な貸付けの事実を証明する書類の添付はなく、＊＊＊＊＊生活館の所有者が＊＊＊＊＊町内会である事実のみをもって、市有地を無償貸付し、違法な財産管理があると主張するにとどまっている。

さらには、請求人が主張する違法又は不当な財産の取得及び貸付けによって、市にどのような損害が生じているのか、あるいは、損害が生じるおそれがあるのかについては、全く記載もなく事実証明書の添付もない。

したがって、本件請求は、法第 242 条第 1 項の要件には該当せず、住民監査請求の対象とはならないものと判断する。